



長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県教育委員会教育長

別表第2の1中「委任する事項」の次に「(南信教育事務所飯田事務所長にあっては、(4)に掲げる事項に限る。)」を加え、同表の2中「飯山高等学校にあっては飯山南高等学校長、中野立志館高等学校にあっては中野高等学校長又は中野実業高等学校長、木曽青峰高等学校にあっては木曽高等学校長又は木曽山林高等学校長」を「中野実業高等学校にあっては中野立志館高等学校長、木曽高等学校にあっては木曽青峰高等学校長」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県教育委員会

別表第3の2の(1)を次のように改める。

(1) 現地機関

所の名称	記号
東信教育事務所	東教
南信教育事務所	南教
南信教育事務所飯田事務所	南教飯
中信教育事務所	中教
北信教育事務所	北教
長野県体育センター	体セ

教育総務課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県教育委員会

本則の1の表の4の項及び5の項を次のように改める。

4	東信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	-
	東信教育事務所学校教育課長 東信教育事務所学校教育課主幹指導主事	-	義務教育課
	東信教育事務所生涯学習課長 東信教育事務所生涯学習課指導主事	-	望月少年自然の家
	南信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	-
	南信教育事務所学校教育課長 南信教育事務所学校教育課主幹指導主事	-	義務教育課
	南信教育事務所生涯学習課長	-	松川青年の家 阿南少年自然の家
	南信教育事務所生涯学習課指導主事	-	松川青年の家
	南信教育事務所飯田事務所長	-	義務教育課 松川青年の家 阿南少年自然の家
	南信教育事務所飯田事務所主幹指導主事	-	義務教育課
	南信教育事務所飯田事務所指導主事	-	松川青年の家
	中信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	-
	中信教育事務所学校教育課長 中信教育事務所学校教育課主幹指導主事	-	義務教育課
	北信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	-
	北信教育事務所学校教育課長 北信教育事務所学校教育課主幹指導主事	-	義務教育課
	北信教育事務所生涯学習課長 北信教育事務所生涯学習課指導主事	-	須坂青年の家
5	松川青年の家次長 須坂青年の家次長 望月少年自然の家次長 阿南少年自然の家次長	専門主事 専門主事 専門主事 専門主事	南信教育事務所 北信教育事務所 東信教育事務所 南信教育事務所飯田事務所

本則の1の表の備考の2中「佐久教育事務所教育課指導主事及び飯田教育事務所教育課指導主事」を「南信教育事務所飯田事務所指導主事」に改める。

本則の3の表を削る。

教育総務課